

会員向け手引

法律事務所における
新型コロナウイルス感染拡大予防対策
ガイドライン

2020年（令和2年）8月27日

日本弁護士連合会

会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大と、これに伴う緊急事態宣言は、法律事務所の運営や業務の在り方にも大きな影響を与えました。

2020年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言¹では、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及が必要であり、「社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」としています。

そこで、当連合会では、会員の皆様が、御自身、会員事務所職員及びそれぞれの御家族も含む全ての関係者の安全を確保しつつ、可能な限り業務を継続することによって、法的サービスの提供を求める市民や企業の皆様の要望に持続的に応えていくことを目指して、今後長く続く可能性のあるウィズコロナ時代の法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策についてのガイドラインを策定しました。

各会員、とりわけ事務所経営者の地位にある会員におかれては、本ガイドラインを参照しつつ、個々の法律事務所の実情を踏まえた創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後も、感染症の動向や専門家の知見等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとしします。

2020年（令和2年）8月27日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

¹「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>

第1 基本方針

1 基本的な考え方

会員自身及び会員事務所の全ての関係者が健康であってこそ、業務の継続が可能となる。会員がまず自分自身の身を守ることが会員事務所全体の安全確保の第一歩であり、会員事務所全体の安全が確保されることによって業務の継続が可能となる。安全を確保した上で可能な限り業務を継続することこそが、人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の世界への貢献である。

2 感染予防対策の体制

- (1) 経営者弁護士が率先して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を策定し、必要に応じて修正する意識を持つ。
- (2) 感染拡大時、感染者が確認された場合の業務継続方法（業務の優先順位、リモート対応、意思決定など）をあらかじめ定めておく。
- (3) 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を確認し、遵守するとともに、雇用者としての安全配慮義務等も意識して対応を進める。その際には、年齢や基礎疾患など、一般に感染時の重症化リスクが高いとされる要因についても考慮に入れる必要がある。
- (4) 公的機関（国・自治体等）などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を収集するよう努める。

第2 具体的措置

1 人的対応

(1) 健康管理

- ・出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認し、症状がある者については出勤しない（させない）。
- ・勤務中に体調が悪くなった弁護士及び事務職員は、必要に応じ、直ちに帰宅し自宅待機をさせるなどの措置を検討する。
- ・同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合、又は感染が疑われる症状がある場合は、直ちに報告する（させる）こととし、自宅待機を指示するなどの措置を検討する。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった弁護士及び事務職員につ

いて、症状がなくなり出勤判断を行う際には、学会の指針²などを参考にする。

(2) 勤務体制

- ・在宅勤務や時差出勤，ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務），変形労働時間制，週休3日制などの勤務形態を検討する。
- ・在宅勤務を行うに当たっては，厚生労働省のガイドラインなどを参照し，労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・自家用車，自転車などの利用により公共交通機関を使わずに通勤できる弁護士及び事務職員は，道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ，通勤災害の防止に留意しつつこれを利用することも検討する。

2 業務面での対応

- ・密閉，密集，密接の三つの「密」を避け，不要不急の外出をしないことをできる限り徹底する。
- ・飛沫感染予防のため，マスクやフェイスシールド等の着用を徹底する。
- ・手洗い，手指の消毒，不特定の者が触れる箇所及びその周辺の消毒を励行する。
- ・訪問者にもマスク等の着用や手指の消毒をお願いし，必要に応じ予備のマスクを訪問者に提供するなどして飛沫感染や接触感染の防止に努める。
- ・メール，電話，オンライン会議も活用して，人との接触機会を減らすよう努める。なお，非対面で相談・依頼を受ける場合は，当連合会の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う非対面での取引（依頼）における本人確認について」³も参考にして，依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程に沿った対応を行う。
- ・対面での会議を行う場合は，参加人数を絞る，メール等を活用した事前準備を行い対面での打合せはなるべく短時間で行う，向かい合う形での席の配置を避け可能な限り距離を取る等の工夫をし，換気にも留意する。

²（参考）日本渡航医学会及び日本産業衛生学会による「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の表3「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」

次の1) および2) の両方の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも8日が経過している

2) 薬剤を服用していない状態で，解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと

3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

³ 日弁連ウェブサイト(会員専用ページ)「新型コロナウイルス感染拡大に伴う非対面での取引（依頼）における本人確認について」

https://www.nichibenren.jp/opencms/export/sites/default/shoshiki_manual/jimusho_keiei/documentFile/hitaimentorihiki.pdf

- ・訪問者の待合スペースの混雑を避けるため、予約制にするか、着席場所をできるだけ間隔が空くように指定する。
- ・懇親会や会食はなるべく控えるようにし、開催する場合は三密にならないよう配慮する。

3 設備面での対応

- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板やビニールカーテンによる遮蔽も検討する。
- ・執務スペースの座席配置は、2メートル以上を目安に一定の距離（最低でも1メートル）を保てるよう見直しを行う。
- ・仕切りのない対面の座席配置は避け、対角に配置する、横並びにするなどの工夫をする。
- ・共用する物品（共用のテーブル、椅子、複合機、ドアノブ、手すり等）は、定期的に消毒する。そのための消毒液等を各所に配置する。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行うときは、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・事務所の換気に十分に注意を払う⁴。

第3 感染判明時の対応

1 弁護士及び事務職員が感染したことが判明したとき

- ・速やかに所属弁護士会に報告する⁵。
- ・同時に、保健所に連絡し、その指示に従い、事務所の消毒等適切な対応を行う。
- ・必要があれば、事務所の業務を一時中断し、外部の者の立入禁止措置を講じる等の措置を講じる。
- ・感染者と同勤務場所の弁護士等は自宅待機させることを検討する。
- ・感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス

⁴ 日本建築学会ほか「新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して／「換気」に関するQ&A <https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200330.pdf>

⁵ 会館への立寄りの有無の確認、立ち寄っていた場合の立寄り場所の消毒、濃厚接触者とされる可能性のある者の有無の調査・連絡等を行う必要があるため。

感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

2 事務所が所在するビル内の他のテナント等で感染が確認されたとき

- ・保健所，医療機関及びビル貸主の指示に従う。

第4 その他

- ・業務以外の場面でも三密の状態を避けるよう行動の注意を促すこと。
- ・事務所内の他の弁護士，事務職員に対して，必要な啓発を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合に，緊張感を欠いた対応が行われれば感染の危険性が増大するおそれがあるため，定期的に本ガイドラインの遵守についての注意喚起を促すこと。

以上